

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

おおつち震災伝承ツーリズム推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県上閉伊郡大槌町

3 地域再生計画の区域

岩手県上閉伊郡大槌町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

1 東日本大震災に伴う観光資源消失による交流人口の低減

主に夏季の海水浴に依存していた当町の観光交流は、平成19年の約218千人をピークに低落傾向にあり、東日本大震災津波による海岸流失でほぼ皆減となった。

震災後の新たな観光資源として成立しつつあるのが、津波防災をテーマとした教育・研修旅行である。新型コロナウイルス感染拡大前の直近年度である平成30年には67団体2,000人余の受入実績があった。新型コロナウイルスの感染拡大により、今年度第1四半半期の受入はほぼ皆減となったものの、その後の県内・近県学校を中心とした教育旅行の近場回帰の動向（今年度7～11月の受入実績：13団体800人余）に乗り、回復とさらなる成長軌道に乗せることができる見込がある。

こうした「震災伝承ツーリズム」を新たな観光資源とし、交流人口の拡大を通じた地域の持続可能性の確保を図る必要がある。

2 魅力的な就業機会がないことによる町内人口の流出

当町においては農漁業、水産加工業以外に目立った基幹産業がなく、町民一人当たり所得は県内で低位（H22：1,808千円、31位／33市町村）にとどまっていた。震災後、復興事業の本格化に伴って上昇（H28：2,659千円、15位／33）したものの、復興まちづくり事業の終了とともに上昇効果も収束が見込まれる。魅力的な就業機会がないことは、人口減少、特に社会減（振幅があるが昭和50年代から一貫して減少）の大きな要因となっている。

語り部ガイド収入は、本業として十分ではなくても短時間で稼働できる副業として成立しうる水準にある（月5万円程度）。復興事業が収束し、基幹産業が少ない当町において、多様な生業を掛け持ちする「複業」という新しい働き方を確立することで、社会減を抑制を図る必要がある。

3 時間経過による被災体験の風化

当町においては、主に被災遺族等の感情を考慮して被災構築物（震災遺構）を全て解体し、被災当時の様子を目の当たりにできる現地現物はない。震災後10年を経て、災害の記憶の風化が懸念される。

震災伝承ツーリズムの推進により、携わる町民に対して東日本大震災津波の記憶の風化防止、また、学校教育とも連携したリージョンプライド（住む地域への誇り）の醸成を図り、中長期的な定住人口の確保と地域の自立性の確保につなげていく。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【事業の背景】

・当町の東日本大震災津波の被災とその後の復興の経験は、世界的な気候変動を背景とした激甚災害の頻発に伴い、国内外において一層有意義に。大槌町国土強靱化地域計画においては、人命保護・救助救急医療の展開・行政機能の維持・コミュニティの維持等の各般の分野で被災・復興体験の伝承を対応方策に位置付け。

・国土交通省東北整備局では、令和2年度内に一貫開通する三陸沿岸道路を

「3.11伝承ロード」と位置づけ、途上の震災伝承施設236件のネットワーク化を推進。

- ・岩手県が陸前高田市に開設した東日本大震災津波伝承館は、開業一年弱の昨年8月に来館者20万人を突破しており、同施設を起点とした震災学習・研修の広域展開に対する期待。

- ・こうした情勢を踏まえ、三陸近隣の被災市町村と連携し、学校等の教育旅行や企業・団体の研修旅行を誘致する機会が生じている。また、中期的には新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた海外からの研修旅行受入も視野に入れる必要がある。

【地方創生として目指す将来像】

「津波防災学習フィールド大槌を実現し、教育・研修旅行の受入拡大を通じて持続可能な地域を創生」

東日本大震災津波の被災・復興体験と防災文化を、日本全国、ひいては世界の地域防災のための共有財産として発信し、教育旅行や企業・団体研修の受入態勢を整備することにより、交流人口の拡大、新たな生業や人材循環の創出を図る。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
プラットフォーム窓口を經由した教育・研修旅行の受入者数(人)	0	1,500	500
プラットフォームによる震災語り部ガイドの認定者数(人)	3	5	10
教育・研修旅行コンテンツの開発数(件)	0	1	1

2023年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
500	2,500
10	25
1	3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

おおつち震災伝承ツーリズム推進事業

③ 事業の内容

1 大槌町震災伝承プラットフォーム会議の設置

震災伝承に志のある町内外の個人・団体・企業や有識者、教育関係者の参画を得て、本事業全般の企画・検証や、今後の震災伝承ツーリズムのあり方に関する協議を通じて参画者の連携・共創を促し、本事業の推進エンジンとなる会議体として設置。

2 震災語り部ガイドの養成（事業期間中に20人程度）

ガイドの内容や手法等、震災語り部養成プログラムを整備の上、研修を実施する。

また、上記研修を修了し、品質保証できるガイドの認証制度を実施するなど、副（複）職として成立する語り部像の確立を目指す。

①基礎研修 年間2回程度（一日程度の座学研修）

②認定研修 年間1課程（5～6回程度の実技カリキュラム等）

③フォローアップ研修 年間4～5回程度（1～2時間程度の座学研修）

3 教育・研修旅行コンテンツの開発（事業期間中に3件程度）

ワークショップ等双方向の手法により、参加者の自発的な考え・気づき・行動を促すことに主眼を置いたコンテンツを開発・実装する。

①災害を自分事として考えるワークショップ：当町の被災・復興体験を教訓に、自分たちの地域・職場・学校での災害を自分事として考え、対応を想定し、行動計画としてまとめるワークショッププログラム。

②避難と避難所運営ワークショップ：隣近所の支え合いによる避難や避難所での生活や運営支援を体験できるワークショッププログラム。

（町内の自治会町内会等の協力の下、公民館分館や地区集会所での実施を想定）

③リモート研修の受入態勢整備：新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、現地訪問から遠隔リモートによる研修手法への切り替えが増えていることに対応し、ネットワーク機器や通信環境等を整備する。

4 AR・VR技術による震災遺構の再現活用（事業期間中に2件程度）

被災構築物（震災遺構）は、被災者の感情や維持管理費用等の問題から全て解体しており、当時の姿を遺していないが、これをVR・AR技術等により仮想再現し、効果的な教育・研修旅行コンテンツとして活用することが可能になる。

VR・ARによる仮想再現コンテンツの例：旧役場庁舎、旧民宿赤部・観光船はまゆり等

5 三陸広域連携プロモーション（年2～3回程度）

県が開催する教育旅行説明会等の機会を活用し、近隣市町村と連携して津波防災のフィールドとしての大槌の意義・魅力の売り込み活動を実施する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

3年間の事業期間経過後は、大槌町震災伝承プラットフォームが得るガイド料金収入及び参画事業者からの負担金収入により、自立した事業基盤の構築を見込んでいるもの。

【官民協働】

町役場のほか、個人・団体・企業や有識者、教育関係者の参画を得て大槌町震災伝承プラットフォーム会議を構築する。

町役場は、事業実施主体として、主に町内関係団体の連携の場づくりや自治体間連携を担う。

教育・研修旅行の受入実績を有する民間団体がプラットフォーム事務局の機能を担う。

プラットフォームに参画する町内観光関係企業は本事業が地域への経済効果を生むよう円滑な商流化に積極的に協力する。

【地域間連携】

震災伝承ツーリズムは、県が設置する東日本大震災津波伝承館（陸前高田市）を中核に、被災市町村をまたがって広域的に展開することにより国内外により強い訴求力を持って発信し、それぞれの地域資源を活用した魅力あるツーリズムとすることができる。

そのため、周遊コースの設定、その途上にある各施設・遺構の機能分担対外的なプロモーション活動は、これら関係自治体との連携により実施する。

【政策間連携】

本事業は、教育・研修旅行の受入による交流人口の拡大を主目的とし、あわせて多様な働き方の創出に加え、町民の被災・復興体験の風化防止やふるさとへの誇りの醸成を通じた内発的地域振興を促進することを目指す。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

PDCAサイクルに位置付ける外部有識者や町民の代表者から構成される、大槌町総合計画評価委員会において、毎年度8月に、事業のPDCAサイクルを実施する。

【外部組織の参画者】

【町外】 大学との有識者、旅行会社（エージェント）、三陸DMOセンター等

【町内】 大槌町観光物産協会、関係事業者、ガイド団体、町民有志（公募）等

【検証結果の公表の方法】

毎年度、町ホームページ等で公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 46,153千円

- ⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

- ⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。